

## 学校において予防すべき感染症について

下記の表の第1種・第2種の感染症（および第3種の感染症のうちの一部）に罹患またはその疑いがあると医師が診断した場合は、学校は出席停止となります。登校後に「忌引・出席停止・忌引扱い承認願」に証明書を添付して提出させてください。証明書が提出されない場合は、出席停止になりません。なお、罹患証明書の様式は教務部にあります（岡豊高校ホームページ「学校生活」→「各種届」からダウンロードすることもできます）。

### 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準（平成24年4月1日施行）

	感染症の種類	出席停止期間の基準等	忌引届に添付が必要な証明書（複数記載されている場合はどれか1つで可） <b>※ただし生徒氏名と日付の記載が必要</b>
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱 マールブルグ病、急性灰白髄炎 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで	①罹患証明書 ②診断書
第2種	インフルエンザ（H5N1を除く） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     ※インフルエンザ治療薬とは タミフル・リレンザ・イナビル ※インフルエンザ治療用点滴とは ラピアクタ                 </div>	発熱した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	①インフルエンザ治療薬の処方箋または薬の注意書き ②インフルエンザ治療用点滴が使用されたこと分かる文書 ③抗体検査で陽性と判定されたこと分かる文書 ④罹患証明書 ⑤診断書
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	①罹患証明書 ②診断書
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	①罹患証明書 ②診断書
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	①罹患証明書 ②診断書
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで	①罹患証明書 ②診断書
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで	①罹患証明書 ②診断書
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	①罹患証明書 ②診断書
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	①罹患証明書 ②診断書
第3種	<b>第3種の感染症のうち病状や条件に関わらず出席停止となる感染症</b> コレラ、細菌性赤痢、パラチフス腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ウイルス性胃腸炎（感染性胃腸炎）、溶連菌感染症 マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	①罹患証明書 ②診断書 ※ただし、「マイコプラズマ感染症」についてはマイコプラズマ抗原検査で陽性と判定されたこと分かる文書でも可
	<b>第3種の感染症のうち条件によって出席停止の措置が考えられる感染症</b> ウイルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定	①罹患証明書 ②診断書

※ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

※第3種の感染症のうち「ウイルス性胃腸炎（感染性胃腸炎）」「溶連菌感染症」「マイコプラズマ感染症」および「流行性嘔吐下痢症」が条件によらず出席停止となるのは、本校独自の措置です。